

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）の施行

期日は、平成二十六年十二月二十四日とすること。